

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

年末調整 今年の注意点を確認しましょう!

1. マイナンバーの記載が必要です



■ マイナンバーの記載は原則として省略することはできません。

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書										
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	ヒューマン・プライム					(フリガナ)	ニンギョウ マチオ	生年月日	平成29年9月
税務署長	給与の支払者の法人(個人)	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7					あなたの氏名	人形 町男	世帯主の氏名	人形 町男
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	中央区日本橋人形町1-18-9					あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6	あなたの住所又は居所	世田谷区●●●町●●
区分等	氏名	及	番号	あなたの続柄	生年月日	本人控除対象配偶者又は老人扶養親族(平成22.1.1以後生)	特定扶養親族(平成12生、平成11生)	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額	
A 控除対象配偶者	人形 花子		2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7		33・3・3			同居	0 円	
主	人形 人之助	父	1 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8		10・10・10	同居 老親等・その他		1234 Nihonbashi Ave. Enver 4567-890 USA	0 円	
									840,000	

但し、特例により平成29年分以降については**合意に基づき**、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載することで、記載しなくても差し支えないとされています。【国税庁Q&Aより】

記載例

私及び扶養親族の扶養控除等(異動)申告書に記載すべき
マイナンバーは会社に提供済みのマイナンバーと相違ありません

給与支払者確認欄

確認済

※会社が、従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー(個人番号)等を記載した帳簿(電子的記録によるものも含む)を備えている場合に限りです。

2. 非居住者の扶養親族については添付書類が必要です

税制改正により所得税法の一部が改正され、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合に、平成28年分の申告書から以下の内容と添付書類が追加となりました。

●非居住者とは●

1. 日本国内に住所を有していない人
2. 日本国内に住所がなく、かつ日本国内に引き続き居所を有している期間が1年に満たない人

■非居住者である親族に該当する場合は申告書の記入欄に「○」をする

・親族であることを証明する書類の添付→戸籍の附票の写し、パスポートの写し。また、外国政府が発行した書類の場合は原本が必要(戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等)

■平成28年中に送金した金額の合計額を記入する

・送金関係書類の添付→金融機関の書類又はその写し、クレジットカード発行会社の書類又はその写し、外国送金依頼書の控えなど、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを明らかにするもの。



マイナンバーの収集がまだの場合は急いで準備しましょう!!
ヒューマン・プライムではマイナンバー収集・保管サービスも行っております。

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡お願い申し上げます